

会員各位

平成17年 4月 4日

静岡県司法書士会浜松支部
支部長 前 田 巧

お知らせ

浜松支局より次のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

記



浜 第 2 3 4 号
平成17年3月31日

静岡県司法書士会浜松支部長 殿

静岡地方法務局浜松支局長



市町村合併に伴う商業・法人登記に係る広報について（御依頼）

平素から法務局行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年7月1日に静岡地方法務局天竜、浜北及び引佐の各出張所が管轄する市町村が「浜松市」に合併され、同日以降、当該出張所で取り扱っている商業・法人登記は、当支局が管轄登記所となります。

つきましては、別添「市町村合併（浜松市）に伴う会社・法人登記の管轄変更のお知らせ」の配布あるいは会報への掲載等により、会員の方々に周知願いたく御依頼申し上げます。

市町村合併（浜松市）に伴う 会社・法人登記の管轄変更のお知らせ

平成17年7月1日、「浜北市」（浜北出張所管轄）、「天竜市」、「水窪町」、「佐久間町」、「龍山村」、「善野町」（天竜出張所管轄）、「細江町」、「引佐町」、「三ヶ日町」（引佐出張所管轄）が「浜松市」に合併されます。

現在、浜北出張所、天竜出張所及び引佐出張所の会社・法人の登記事務は、平成17年7月1日から「浜松支局」において取り扱うこととなります。

そこで、同年7月1日以降、会社・法人の設立あるいは商号・名称・目的変更等をされる予定の方は、市町村合併に伴い管轄変更となる地域を含めた類似商号の確認並びに会社・法人の登記相談を同年4月1日から「浜松支局」においても承りますので、御利用ください。

なお、不動産の登記事務は、いままでのとおり天竜、浜北及び引佐出張所で取り扱い、不動産登記事務と会社・法人登記事務の管轄登記所が異なることとなり、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

また、「浜松支局」は、アクトタワー9Fに入居しており、専用無料駐車場がありませんので、公共交通機関の御利用をお願いいたします。

なお、自動車で御来庁の方は、アクトシティ地下の有料駐車場の御利用をお願いいたします。

御不明の点がございましたら、当支局へお問い合わせください。

平成17年3月

静岡地方法務局浜松支局

〒430-7709

浜松市板屋町111-2 アクトタワー9F

TEL 053-454-1396

平成17年7月1日、「浜松市」に「浜北市」、「天竜市」、「水窪町」、「佐久間町」、「龍山村」、「春野町」、「細江町」、「引佐町」、「三ヶ日町」(以下「合併前市町村」という。)が合併され、住所の表示が変わることになります。

不動産(土地・建物など)と会社・法人登記の住所の変更の取り扱いは、次のとおりとなりますので、お知らせします。

平成17年4月

項 目	住 所 変 更 に よ る 取 扱 い		手続の問い合わせ先
	要・不要	手 続 の 方 法	
不動産(土地・建物など)の所在	不要	変更の手続きは必要ありません。 順次、登記官の職権により「新市名」への変更を行います。 ただし、登記簿・関係帳簿の全てが新市名への変更できるまでには、相当の日数を要しますので、ご理解をお願いします。	それぞれの不動産を管轄する法務局 静岡県法務局浜松支局 〒430-7709 浜松市板橋町111-2 (アクトタワー9F) (TEL053-464-1396)
不動産(土地・建物など)の所有者の住所の表示	不要	不動産登記法により不動産の所有者の住所は、「新市名」に読み替えられますので、住所変更の手続きは必要ありません。 なお、市町村合併による住所変更を希望される方は、新市が施行する変更証明書を添付して変更の登記をすることができます。この場合の登録免許税は非課税です。	静岡県法務局浜北出張所 〒434-0042 浜北市小松 2292 (TEL053-586-2079) 静岡県法務局天竜出張所 〒431-3311 天竜市二俣町岡蔵 8-8 (TEL0538-25-2068)
抵当権等(土地・建物など)の住所の表示	不要		静岡県法務局引佐出張所 〒431-1305 引佐郡幡江町気賀 389 (TEL053-622-0401)
会社・法人登記の本店・主たる事務所、代表者の住所の表示	不要	浜松支局で管轄する会社・法人の本店並びに支店等の住所及び代表者(役員)の住所については、登記官の職権で「新市名」への変更を行います。	静岡県法務局浜松支局 〒430-7709 浜松市板橋町111-2 (アクトタワー9F) (TEL053-464-1396)

法務局からのお知らせ

平成17年7月1日、「浜松市」に「浜北市」、「天竜市」、「水窪町」、「佐久間町」、「龍山村」、「春野町」、「細江町」、「引佐町」、「三ヶ日町」が合併されるため浜北、天竜及び引佐出張所で管轄している会社・法人登記事務は、静岡県法務局浜松支局で取り扱うこととなります。

浜松支局周辺の法務局で取り扱う事務の管轄区域等は、同日以降、次のとおりとなりますので、お知らせします。

なお、不動産(土地・建物など)登記に関する業務(登記申請、登記事項証明書[登記簿謄抄本]・登記事項要約書、地図の写しの交付・閲覧など)については、今までのとおり変更がありません。

平成17年4月

法務局事務の内容	合併後の市町村名	平成17年7月1日以降の管轄法務局	現在の市町村名(管轄法務局)	備 考
① 会社・法人登記事務 登記申請、登記事項証明書[登記簿謄抄本]、 登記事項要約書、印鑑証明書の交付など	浜 松 市 湖 西 市	静岡県法務局 浜松支局 〒430-7709 浜松市板橋町111-2 アクトタワー9F (TEL053-464-1396)	浜松市、湖西市 浜名郡雄踏町、舞阪町、 新居町 (以上浜松支局) 天竜市、 ※周智郡春野町 磐田郡龍山村、佐久間町 水窪町 (以上天竜出張所) 浜北市 (以上浜北出張所) 引佐郡細江町、引佐町、 三ヶ日町 (以上引佐出張所)	浜松市のうち 「中郡町、西ヶ崎町、大島町、大瀬町、 積志町、有玉北町、有玉南町、有玉西町、 半田町、有玉台1～4丁目、半田山1～6 丁目」は「浜北出張所」で 「都田町、滝沢町、鷺沢町、深萩町、平松町、 呉松町、白洲町、錦山寺町、新都田1～5 丁目」は「引佐出張所」で 不動産登記(土地・建物など)を管轄し ていますので、ご注意ください。 ※ 戸籍・国籍、供託、人権擁護などの事務は、 浜松支局で取り扱っています。
② 戸籍・国籍事務 帰化申請、国籍取得届、 国籍離脱届、戸籍謄書き 載事項証明書の交付、戸 籍・国籍に関する相談など	浜名郡新居町			
③ 供託手続 地代・家賃などの弁済 供託、執行供託、裁判上 の保障供託、営業保証供 託など	袋 井 市 周智郡森町	静岡県法務局 袋井支局 〒437-0028 袋井市袋井366 (TEL0538-42-3545)	袋井市 周智郡森町	
・ 会社・法人登記事務 登記申請、登記事項証 明書[登記簿謄抄本]、 登記事項要約書、印鑑証 明書の交付など	磐 田 市	静岡県法務局 磐田出張所 〒438-0086 磐田市見附3599-6 (TEL0538-32-2618)	磐田市	※ 戸籍・国籍、供託、人権擁護などの事務は、 浜松支局で取り扱っています。

※「周智郡春野町」の戸籍・国籍、供託人権擁護などの業務は、浜松市へ合併されるまで「袋井支局」で取扱います。
ご不明な点は、窓口または電話でお問い合わせください。